

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 14 年 3 月 28 日

告示第 57 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日告示第 45 号 平成 17 年 3 月 29 日告示第 52 号
平成 18 年 4 月 14 日告示第 72 号 平成 22 年 3 月 31 日告示第 75 号
平成 23 年 9 月 30 日告示第 192 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の低減及びエネルギーの有効活用を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システム(以下「発電システム」という。)を設置した者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則第 23 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者で、市内において自らが居住する住宅に発電システムを設置するものとする。

(補助対象システム及び補助対象経費)

第3条 補助対象となる発電システムは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、住宅(店舗等との併用住宅を含む。)の屋根等に設置するもの
- (2) 発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格を基準とするが、IEC等の国際規格も可とする。以下「太陽電池の最大出力」という。)の合計値が 10 キロワット以下のもの
- (3) 未使用のもの

2 補助対象となる経費は、前項に規定する発電システムの設置に要する費用であって、別表に掲げるものに係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、20,000 円に発電システムを構成する太陽電池の最大出力(発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力。日本工業規格を基準とするが、IEC等の国際規格も可とする。)の値(単位は、キロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てる。)を乗じて得た額とする。ただし、70,000 円を限度とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し

(2) 工事着手前の現況写真

3 第1項の申請書は、2月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更・中止)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、発電システム設置計画に変更が生じた場合又は発電システム設置を中止する場合には、速やかに我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更・中止申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者がこの要綱に違反した場合には、第6条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、発電システムの設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 発電システムの設置費に係る領収書の写し

(2) 発電システムの設置状態を示す写真

(3) 電力会社との電力受給契約内容がわかる書類の写し

(4) 設置者の住民票

(確定通知)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容の審査及び発電システムの検査を行い、設置要件に適合すると認めるときは、我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の通知を受けたときは、補助事業者は、我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 前項の請求書は、当該年度末までに提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第 12 条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に対し支払いを行うものとする。

(協力)

第 13 条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年3月 31 日告示第 45 号)

この告示は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年3月 29 日告示第 52 号)

この告示は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年4月 14 日告示第 72 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 22 年3月 31 日告示第 75 号)

この告示は、平成 22 年4月1日から施行する。

別表(第3条第2項関係)

太陽電池モジュール
架台
接続箱
直流側開閉器
インバータ
保護装置
発生電力量計
配線・配線器具の購入・据付
工事に関する費用

様式第1号（第5条第1項関係）

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

我孫子市長あて

〒

住所

(申請者)

氏名

㊦

電話

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 設置する場所 我孫子市
- 2 設置に要する経費 _____ 円
- 3 太陽光発電システムの工事着工予定日 _____ 年 月 日
- 4 設置完了予定日 _____ 年 月 日
- 5 太陽電池モジュールの最大出力値 _____ キロワット

(小数点以下第3位を切り捨て)

- 6 交付申請額 20,000円× _____ キロワット = _____ 円

※交付申請額は、7万円を限度とします。

7 添付書類

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (2) 工事着手前の現況写真

8 国からの補助の有無（どちらかに○を付けてください。）

- (1) 受ける (2) 受けない

9 補助金の振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号	ふりがな 口座名義人（申請者本人）
	支店	普通 当座		

様式第2号（第6条関係）

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

我孫子市指令 第 号
年 月 日

様

我孫子市長 

年 月 日付で申請のあった我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、次のとおり交付を決定をします。

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

(1) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、指示を受けてください。

様式第3号（第7条関係）

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更・中止申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所
氏 名

印

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号 で補助金交付決定の通知を受けた住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を変更・中止したいので、我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により、添付書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 内 容	変 更 ・ 中 止
変 更 ・ 中 止 の 理 由	
(変更の場合)	(変更前)
	(変更後)
変 更 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類 名	

様式第4号（第7条第1項関係）

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書

年 月 日

我孫子市長あて

住所
(設置者) 氏名 印
電話

年 月 日付け我孫子市指令 第 号 で補助金の交付決定の通知を受けた住宅用太陽光発電システム設置費補助事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 設置完了年月日 | 年 月 日 |
| 2 設置に要した経費 | 円 |
| 3 補助金交付決定額 | 円 |
| 4 太陽電池モジュールの最大出力値 | キロワット |

(小数点以下第3位を切り捨て)

- 5 添付書類
- (1) 発電システムの設置費に係る領収書の写し
 - (2) 発電システムの設置状態を示す写真
 - (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
 - (4) 設置者の住民票

様式第5号（第8条関係）

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市長 

年 月 日付け我孫子市指令 第 号 で決定した我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、次のとおり確定します。

確定金額 金 円
(減額理由等)

様式第6号（第11条第1項関係）

我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

氏 名

㊟

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で確定のあった我孫子市
住宅用太陽光発電システム設置費補助金について次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 _____ 円